

第3章 基本的方向

第3章 基本的方向

1 計画の基本的認識

全ての人の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するため、次の基本的な認識のもとに取組を進めます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) DVは、DVが行われる家庭の子どもやその他の家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- (3) DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- (4) DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。

2 第3次計画の策定にあたっての視点

これまでの取組による成果と課題をふまえ、第3次計画の策定にあたっては、引き続き、以下の視点のもとに、次ページ以降の基本の柱及び重点目標を掲げ、取組を進めることとします。

(1) 関係機関・団体間の連携のさらなる強化

DVの防止や、早期発見、保護から自立に向けた一連の被害者支援の取組は、広範で多岐にわたるため、国や県、市町村といった公的機関の他、民間支援団体等が連携して取り組んでいくことが不可欠です。そのため、関係機関・団体間の連携の強化に向けて取り組みます。

(2) 教育と普及啓発のさらなる強化

DV問題の解決のために、DV加害者や被害者を生み出さないための、若年層に対する予防教育を強化するとともに、人権教育やDV防止の意識啓発を推進します。

経済団体や福祉・医療分野の各団体等と連携し、職場を通じた啓発や相談窓口の周知等を図ります。

(3) 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実

DV被害を目撃^{※1}したり、自身も虐待を受けた子どもは、心身ともに深く傷つき、その人格形成や今後の人間関係づくりにおいて深刻な影響を受けている場合があります。そのため、DV被害者の子どもに対しても、将来のDV被害者や加害者を生み出すこと

※1 児童の前で配偶者等にDV行為を行い、見せることは「面前DV」と言われます。「児童虐待の防止等に関する法律」第2条第4項で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」を児童虐待と定義しています

第3章 基本的方向

とならないよう、学校や家庭でのケアを充実させます。

(4) 一時保護所退所後のフォローアップの強化

DV被害者が自立した生活を安心して送ることができるよう、配偶者暴力相談支援センターによる入所時からの継続した見守りや心のケア等のフォローアップを行います。

さらに、被害者の生活再建のためには、就労が非常に重要となることから、ハローワークや高知家の女性しごと応援室等と連携した、きめ細かな就労支援等、関係機関と連携した支援を行っていきます。

(5) 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

DV被害者が地域で安心して暮らすことができるよう、市町村や地域の関係機関等が連携し、地域全体で見守っていける環境を整えます。